

生活のやくそく(生徒指導規程)

四季が丘小学校

1 登下校について

- (1) 決められた通学路を通る。
- (2) 朝は7時50分から8時15分までの間に登校する。
- (3) 登校したら、校外学習以外は外に出ない。
- (4) 下校は、原則として6校時の時、は15時45分、5校時の時は、14時40分までとする。
- (5) 欠席や遅刻・早退をする場合は、担任の先生に届けを出す。(又は、保護者が確実に連絡をする。)

2 学校生活について

- (1) 髪型は、児童本来の自然な髪型とし、染色、脱色、着毛、整髪料、パーマ、カールにしないこと。
- (2) カチューシャや髪飾りは使用しない。黒か茶、紺色のゴムやピンを使用する。
- (3) 色つきリップは使用しない。マニキュア・ペディキュア等の爪や身体への装飾をしない。
- (4) ピアス、指輪、ネックレス、ミサガ等の装身具をつけない。
- (5) 名札をつける。(朝の会でつけて帰りの会で所定の場所に入れておく。)
- (6) 持ち物には名前を書き、自分で管理する。

筆箱には、えんぴつ(5本)・消しゴム・赤青えんぴつ・ものさし(不要な物は、入れない)

5・6年生は、キャップ式の赤と青のボールペンを使用してもよい。

ただし、修正テープや修正ペン等は、使用しない。(持って来ない。)

6年生は、1本だけシャープペンシルを持って来て、使用してもよい。

ただし、芯は、2BかBを使用すること。

また、友達同士で、芯をあげたりもらったりしないこととする。

- (7) ゲーム、お菓子、マンガ、装飾品、その他、学校生活に必要なでないものは持ってこない。
- (8) 携帯電話の学校内への持ち込みは原則禁止する。
- (9) キーホルダー、ぬいぐるみ、ストラップなどをカバンや筆箱につけない。
- (10) 自由服とするが、儀式(入学式・卒業式)では、華美なデザインや大きな文字・図柄の入ったものフードつきのものを避け、儀式に合うものとする。
- (11) 学習や運動に適した動きやすい服装をし、小学生らしい身なりをする。(極端に丈の短いスカートや短パン・肩が出る服などは禁止する。)
- (12) 特に指定はないが、通学靴は、華美でなく体育の授業で使用できる運動靴とする。(ハイカットシューズ・ヒールシューズ等禁止する。)
- (13) 体育館では体育館シューズをはく。(主に体育時)
- (14) 指定体操服(半そでシャツ・長袖シャツ・ハーフパンツ)を着用。
- (15) 体育の時は、安全のため、長い髪は、ゴムで結ぶか、帽子の中に、全部入れる。
- (16) 冬季など寒い時期には、

☆ウインドブレーカー・ジャンパー・手ぶくろ・マフラー・ニット帽・ネックウォーマーなどを登下校に着用してもよいが、安全のため事故防止のため、フード付きパーカー、耳あてはすすめない。

(フードをかぶったり、耳あてをしたりするのは、危険です。)

☆登校中は危険なので、ポケットに手を入れて歩かない。寒いときは、手ぶくろを使用する。

☆教室では、ウインドブレイカー・ジャンパー・ぼうし・マフラーはぬいだらランドセルの中に入れる。

ネックウォーマー・手ぶくろは、手さげかばんに入れてもよい。

☆休けい時間以外であそぶ時は、ウインドブレーカー・ジャンパー・ネックウォーマー・手ぶくろを着用してもよいが、赤白帽子をかぶるので、ニット帽は、かぶらない。安全のためマフラーは、使用しない。

☆厚手の上着（パーカーなど）を着る場合は、前をとめる。

- ☆カイロを使うときの約束
- ・落としたときに分かるよう、名前を書く。
 - ・カイロで遊ばない。
 - ・授業中に出したり、さわったりしない。
 - ・使い終わったカイロは家に持って帰る。

☆体育の時間、寒い場合は、ジャージの長ズボンをはいてもよい。ただし、体育授業用のものを用意する。（登校時にはいていたものをそのまま体育で使うことはしない。）

- (17) 校内放送は黙って聞く。
- (18) 特別教室や体育館には、担任の許可なく入らない。
- (19) 職員室や他の教室に入るときは、あいさつをし、学年名前を言い、用件を伝えてから入室する。
- (20) 廊下や階段は、走ったりふざけたりしないで、右側を歩く。廊下で遊ばない。
- (21) 特別教室には、右側を静かに並んで歩いていく。
- (22) 次の授業の準備をしてから休憩する。
- (23) 上靴で歩くところ、運動靴で歩くところを守る。
- (24) ボール遊びは、運動場です。廊下や階段、コンクリートのところでは、手に持って移動する。
- (25) 手すりは遊びに使わない。側溝・グレーチングの上など危険なところで遊ばない。
- (26) 3階広場には入らない。
- (27) 学校の施設や道具、草花や樹木を大切にすること。
- (28) 黒板、壁、建物、机、トイレ、遊具等に落書きをしない。
- (29) 学校内の施設・物品を破損した場合や落書きを発見したときは、職員室に届ける。破損後の処理については、教職員の指示に従う。場合によっては、関係機関と連絡する。弁償しなければならない場合もある。
- (30) タブレットの使用
- ①「タブレット活用のルール（別紙）」を守りタブレットを使うこと。ルールが守れない場合は使うことができない。
- ②学校で貸し出すタブレットは、学習に関することのみに使用する。
- ③タブレットを使用したり持ち帰ったりするときは、先生の許可をもらう。
- ④タブレットは十分に気をつけて取り扱う。（落とさない、ぬらさない、磁石を近づけないなど）
- ⑤画面は指や専用ペンでふれる。（鉛筆やペンなどでふれない。）
- ⑥休み時間や放課後などに使用する場合は、先生の許可をもらい、使用する。
- ⑦学校で貸し出したタブレットを他人に貸したり、使わせたりしない。
- ⑧自分や他人の個人情報、絶対にインターネット上に書き込まない。また、アカウントやパスワードを教えない。
- ⑨人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることをGoogle classroomやSNSなどに書き込まない。
- ⑩授業中、カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、先生の指導の下で使用する。
- ⑪学校で貸し出すタブレットの設定を勝手に変えない。
- ⑫学校で貸し出したタブレットが故障したり、動かなくなったりしたときはすぐに先生に知らせる。
- (31) 校外で行われる学校の教育活動（修学旅行を含む校外学習など）においてもこの規程通りとする。

3 校外での生活に関すること

【放課後・遊び】

- (1) 午後5時のチャイムが鳴ったら、家に帰る。
- (2) 校区外に出るときは原則保護者同伴とする。（習い事などの場合保護者の許可がいる。）

- (3) 児童だけでショッピングモール（大型店舗）・デパート・ゲームセンター・カラオケボックス・夜間の外出など危険が伴う場所への出入りは禁止する。
- (4) 金銭の貸し借り・物品の売買・おごり合い・かけごとなどはしない。
- (5) 火遊び・エアガンをしたたり、道路や工事現場・砂防ダム・登山道で遊んだりしない。
- (6) 学校にお菓子や清涼飲料水を持ってこない。
- (7) 自転車やキックボード、ブレイブボードは、ルールやマナーを守って使用する。（できるだけヘルメットを着用する。）
- (8) 学校の用事で学校に来るときは、自転車では来ない。
- (9) 遊びで学校に来るときは、必ず自転車置き場に置く。運動場に乗り入れたり、裏門の周りに置いたりしない。
- (10) 他人の私物、公共施設、選挙ポスターなど落書きをしない。自動車を蹴ったり傷をつけたりしない。

特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許さないことは、学校においても許さない。」との認識に基づき、児童が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省をさせ、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

(1) 問題行動とは、次のような行為をさす。

- ①法令・法規に反する行為（万引き、威圧・強要行為、建造物・器物破損、飲酒、喫煙、その他）
- ②本校の決まりなどに従わない行為（いじめ・暴言・暴力・指導無視・授業妨害・授業エスケープ、その他学校が指導を必要と判断した行為。）
- ③パソコン・タブレット・携帯電話等を用い、SNS や LINE, Instagram 等上において、人を傷つけたり、障害したりする行為

(2) 特別な指導では、説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行う。

- ①必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- ②特別な指導は、別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが、保護者連絡を行う。
- ③教室内での学習や生活が困難だと判断した場合、別室で過ごす。
- ④必要に応じて、市教委・警察・児童相談所などの諸機関と連携する。

(規程の施行) この規程は、令和7年4月1日より施行する。